

福岡市 NPO・ボランティア交流センター施設利用許可申請書【更新】

利用許可申請について

福岡市 NPO・ボランティア交流センター「あすみん」は、市民主体のまちづくりを実現するため、NPO やボランティアなどに関する情報及び交流の場を提供し、市民公益活動の促進を図ることを目的に福岡市が設置した施設です。

センターは、市民の皆さまが自由にご利用いただけますが、一部の設備（※）の利用について、事前の利用許可申請が必要です。

※一部の設備とは、ミーティングコーナー、ワーキングコーナー、セミナールーム、会議室です。

利用許可の要件

利用許可には、以下の要件をすべて満たす必要があります。

なお、利用許可の要件は、福岡市 NPO・ボランティア交流センター条例及び同条例施行規則に定めています。

チェックシート

↓要件を満たしている場合はチェック☑を記入し、ご署名ください。

<input checked="" type="checkbox"/>	登 録 要 件
<input type="checkbox"/>	市民公益活動（※）を継続的に行う団体であること。 ※市民公益活動とは、市民が自らの責任に基づき、自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動であって、公益の増進に寄与するものことです。 ※営利を目的とする活動や同窓会・同好会など会員相互の親睦を目的とする活動は含まれません。
<input type="checkbox"/>	営利活動、宗教活動、政治活動及び選挙活動を目的とするものでないこと。
<input type="checkbox"/>	主に福岡市内で活動しているまたは福岡市の公益のために活動をしていること。
<input type="checkbox"/>	構成する人数が2名以上の団体であること。
<input type="checkbox"/>	団体の運営に関する規則（定款、規約、会則等）を備えていること。
<input type="checkbox"/>	団体の構成員の資格の得喪に関して、不当な条件を付していないこと。
<input type="checkbox"/>	暴力団またはその構成員の統制の下にある団体でないこと。
<input type="checkbox"/>	暴力団または暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。
<input type="checkbox"/>	【NPO 法人のみご回答ください】 NPO 法第 29 条に規定する事業報告書等を、毎事業年度、所轄庁に提出していること。

年 月 日

団体名

代表者名